

---

◎開会の宣告

○臨時議長(細川勝弥君) ただいまから、平成30年第2回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○臨時議長(細川勝弥君) 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長(細川勝弥君) 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

◎選挙第1号の上程

○臨時議長(細川勝弥君) 日程第2、選挙第1号 議長の選挙に伴い、本会議を暫時休憩し、議長の所信表明会を行います。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

---

再開 午前 9時34分

○臨時議長(細川勝弥君) 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。  
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長(細川勝弥君) ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、14番、本間君、15番、谷君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配布]

○臨時議長(細川勝弥君) 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長(細川勝弥君) ありませんね、配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長(細川勝弥君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席2番より順次投票願います。

白票、他事記載は無効となります。臨時議長は、最後に投票いたします。

どうぞ、投票願います。

[2番より投票]

○臨時議長(細川勝弥君) 投票もれはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長(細川勝弥君) 投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

本間君、谷君、開票の立会をお願いいたします。

[開票]

○臨時議長(細川勝弥君) 選挙の結果を報告いたします。投票総数 16 票。これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち、有効投票 16 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、福嶋尚人君 14 票、渡辺保夫君 1 票、池田一也君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、福嶋尚人君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○臨時議長(細川勝弥君) ただいま、議長に当選されました福嶋尚人君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選人の告知をいたします。

議長に当選されました福嶋尚人君から、発言を求められておりますので、これを許します。

福嶋君。

[議長 福嶋尚人君登壇]

○議長(福嶋尚人君) ただ今、議員皆様のご支持をいただき、議長に選任され、改めてのその職責の重さに、身の引き締まる思いでございます。

新ひだか町の財政は、12 年前の合併直後の危機的状よりも更なる危機を迎えつつあるとも言われております。車の両輪に例えられる議会は、行政と連携をして新ひだか町の財政の立て直しという、町民の皆様からの負託に応えていかなければならないと考えております。

私は、議長として公正で円滑な議会運営に努めるとともに、議会のさらなる活性化、議会改革に取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長(細川勝弥君) これをもちまして、臨時議長の職務は全部終了いたしました。福嶋君、議長席にお着き願います。

[議長交代]

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩します。10 分程度休憩いたします。

休憩 午前 9 時 4 8 分

---

再開 午前 9 時 5 7 分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、城地君、3番、畑端君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎選挙第2号の上程

○議長(福島尚人君) 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙に伴い、本会議を暫時休憩し、副議長の所信表明会を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

---

再開 午前10時01分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(福島尚人君) 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

【議場閉鎖】

○議長(福島尚人君) ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、14番、本間君、15番、谷君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

【投票用紙配布】

○議長(福島尚人君) 投票用紙の配付もれは、ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

○議長(福島尚人君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、議席1番より順次、投票願います。

白票、他事記載は、無効となります。議長は最後に投票いたします。

どうぞ、投票願います。

[1 番より投票]

○議長(福島尚人君) 投票もれはありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

本間君、谷君、開票の立会をお願いいたします。

[開票]

○議長(福島尚人君) 選挙の結果を報告いたします。投票総数 16 票。これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち、有効投票 16 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、川端克美君 14 票、畑端憲行君 1 票、池田一也君 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、川端克美君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開場]

○議長(福島尚人君) ただいま副議長に当選されました川端克美君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選人の告知をいたします。

副議長に当選されました川端克美君から、発言を求められておりますので、これを許します。

はい、どうぞ。

[副議長 川端克美君登壇]

○副議長(川端克美君) ただ今、皆さんの多くのご支持により、副議長に就任することになりました。大変こう、身の引き締まる思いであります。

議会の本旨としての住民福祉の向上のために議会の活性化を図り、住民に対する説明責任を十分に果たしていけるよう議長を補佐してまいりたいというふうに思いますので、どうぞ皆様のご支持をよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 12 分

---

再開 午前 10 時 37 分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議席の指定

○議長(福島尚人君) 日程第 6、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を、石原事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(石原義弘君) それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1 番 福嶋議員、2 番 川端議員、3 番 志田議員、4 番 渡辺議員、5 番 北道議員、6 番 下川議員、7 番 細川議員、8 番 本間議員、9 番 阿部議員、10 番 谷議員、11 番 田畑議員、12 番 畑端議員、13 番 建部議員、14 番 池田議員、15 番 木内議員、16 番 城地議員。

以上のとおりでございます。

○議長(福嶋尚人君) ただいま、報告のとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。その間、議席の移動をお願いいたします。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時39分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議会運営委員の選任

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、3 番 志田君、9 番 阿部君、12 番 畑端君、14 番 池田君、15 番 木内君。

以上のとおり指名いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

---

再開 午前10時52分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中の議会運営委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に14番、池田君、副委員長に9番、阿部君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

---

#### ◎常任委員の選任

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。

総務文教常任委員に、1 番、福嶋君、2 番、川端君、4 番、渡辺君、6 番、下川君、8 番、本間君、12 番、畑端君、13 番、建部君、15 番、木内君。

厚生経済常任委員に、3 番、志田君、5 番、北道君、7 番、細川君、9 番、阿部君、10 番、谷君、11 番、田畑君、14 番、池田君、16 番、城地君。

以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。  
暫時、副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

---

◎議長の常任委員辞任

○副議長(川端克美君) 暫時、議長の職務を行います。

日程第9、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、1番、福嶋君が除斥の対象となりますので、退場願います。

〔1番 福嶋尚人君退場〕

○副議長(川端克美君) ただいま、総務文教常任委員に選任されました議長より、常任委員を辞任したい旨の申し出があります。議長は、職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでありますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものです。

辞任につき、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長(川端克美君) 異議なしと認めます。

よって、議長の総務文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

〔1番 福嶋尚人君入場〕

○副議長(川端克美君) 議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○議長(福嶋尚人君) 休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時39分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に各常任委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会、委員長に15番、木内君、副委員長に12番、畑端君。

厚生経済常任委員会、委員長に16番、城地君、副委員長に5番、北道君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時40分

---

再開 午後 1時00分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎町長就任宣誓

○議長(福島尚人君) 日程第 10、町長就任宣誓に入ります。

去る 4月 23 日に新ひだか町長に就任された大野町長から、新ひだか町まちづくり自治基本条例第 15 条の規定に基づき、就任時の宣誓をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君)

宣 誓 書

私は、先人が築き上げた、この町の歴史や伝統、文化、産業などを継承し、さらに輝きのある、ふるさと 新ひだかを次の世代へ引き継いで行くため、新ひだか町まちづくり自治基本条例を念頭に置き、自治の主役である町民、議会、行政が、それぞれの責任と役割のもと、互いを尊重し、ともに力を合わせ、町民誰もが心豊かに暮らすことのできる町の創造に向け、公正かつ誠実に職務を遂行することを、誓います。

平成 30 年 5 月 10 日

新ひだか町長 大野克之

---

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第 11、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) 行政報告を申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして行政報告をいたします。

まず初めに、1つ目の職員の人事異動についてでございます。平成 30 年 4 月 1 日付で、職員の人事異動を行い、その内容につきましては、お手元の資料 6 ページから 12 ページに記載されているとおりでございます。

次に、2の低気圧によります被害状況についてであります。平成 30 年 2 月 5 日から 2 月 6 日の大雪の被害、平成 30 年同じく 3 月 2 日の暴風雨の被害、ページを開いていただきまして、平成 30 年 3 月 9 日の大雨の被害状況につきましては、記載されているとおりでございます。

続きまして、次のページ、3 ページにまいりまして、大雪による農業被害対策に関する緊急要望活動についてでございます。大雪による農業被害対策に関する支援につきまして、新冠町長とともに記載のとおり緊急要望活動が行われてございます。

1 枚おめくりいただいて 4 ページ上段でございます。寄附についてでございます。記載のとおり 2 件の寄附がありました。寄附者のご厚志に感謝申し上げ有効に活用させていただく所存でございます。

次に、同じく 4 ページの 5 のところでございます。工事に係る入札の執行についてでございます。記載のとおり、6 件の工事に係る入札を行いました。なお、詳細につきましては、13 ペー

ジ以降に記載されているとおりでございます。

次のページにまいりまして、同じく委託業務に係る入札の執行についてでございます。記載のとおり、9件の委託業務に係る入札を行いました。その詳細につきましては、後のページに書かれているとおりでございます。

以上で行政報告をさせていただきました。

○議長(福島尚人君) 行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

---

#### ◎選挙第3号の上程

○議長(福島尚人君) 日程第12、選挙第3号 日高中部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

日高中部広域連合議会議員に、3番、志田君、4番、渡辺君、8番、本間君、10番、谷君、14番、池田君、15番、木内君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしました、3番、志田君、4番、渡辺君、8番、本間君、10番、谷君、14番、池田君、15番、木内君を日高中部広域連合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました3番、志田君、4番、渡辺君、8番、本間君、10番、谷君、14番、池田君、15番、木内君が日高中部広域連合議会議員に当選されました。

日高中部広域連合議会議員に当選されました3番、志田君、4番、渡辺君、8番、本間君、10番、谷君、14番、池田君、15番、木内君が議場にいらっしゃいます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### ◎選挙第4号の上程

○議長(福島尚人君) 日程第13、選挙第4号 日高中部消防組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。



【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

日高中部消防組合議会議員に、5番、北道君、6番、下川君、9番、阿部君、12番、畑端君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしました、5番、北道君、6番、下川君、9番、阿部君、12番、畑端君を日高中部消防組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました、5番、北道君、6番、下川君、9番、阿部君、12番、畑端君が日高中部消防組合議会議員に当選されました。

日高中部消防組合議会議員に当選されました、5番、北道君、6番、下川君、9番、阿部君、12番、畑端君が議場にいらっしゃいます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### ◎選挙第5号の上程

○議長(福島尚人君) 日程第14、選挙第5号 日高中部衛生施設組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

日高中部衛生施設組合議会議員に、7番、細川君、11番、田畑君、13番、建部君、16番、城地君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしました、7番、細川君、11番、田畑君、13番、建部君、16番、城地君を日高中部衛生施設組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました、7番、細川君、11番、田畑君、13番、建部君、16番、城地君が日高中部衛生施設組合議会議員に当選されました。

日高中部衛生施設組合議会議員に当選されました、7番、細川君、11番、田畑君、13番、建部君、16番、城地君が議場にいらっしゃいます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

◎選挙第6号の上程

○議長(福島尚人君) 日程第15、選挙第6号 日高地区交通災害共済組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選にいたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よつて、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よつて、議長において指名することに決定いたしました。

日高地区交通災害共済組合議会議員に、9番、阿部君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名いたしました、9番、阿部君を日高地区交通災害共済組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よつて、議長において指名いたしました、9番、阿部君が日高地区交通災害共済組合議会議員に当選されました。

日高地区交通災害共済組合議会議員に当選されました9番、阿部君が議場にいらつしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

◎選挙第7号の上程

○議長(福島尚人君) 日程第16、選挙第7号 新ひだか町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項によつて、指名推選にいたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よつて、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よつて、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に、飯岡 博君、山田則子君、佐藤雅裕君、八木涼子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名した方々を、選挙管理委員会委員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました、飯岡 博君、山田則子君、佐藤雅裕君、八木涼子君が、選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に、次の方々を指名いたします。

第1順位、北川冴子君、第2順位、下屋敷信彦君、第3順位、大森康正君、第4順位、田辺貞次君。

以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名した方々を選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました、第1順位、北川冴子君、第2順位、下屋敷信彦君、第3順位、大森康正君、第4順位、田辺貞次君。

以上の方々が、順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第17、議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

【町長 大野克之君登壇】

○町長(大野克之君) ただいま、上程されました議案第1号につきまして、ご説明いたします。

議案第1号は、副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。本件は現副町長の任期が本年5月12日をもって満了いたしますことから、副町長を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

副町長に選任しようとする方につきましては、再任となりますが、現住所 日高郡新ひだか町 静内御幸町4丁目2番24号、氏名は本庄康浩氏、生年月日は昭和30年4月25日生まれ、年齢は63歳でございます。

本庄氏におかれましては、今回選任されますと2期目となり、新たな任期は、平成30年5月13日から、平成34年5月12日までの4年間となります。

次のページに本庄氏の略歴を添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑、討論を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

---

再開 午後 1時23分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第18、議案第2号 新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第2号につきまして、ご説明いたします。

議案第2号は、新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。本件は、現教育委員会委員4名のうち、1名の方が本年5月12日をもって任期が満了いたしますことから、次の方を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回、任命しようとする方につきましては、再任となりますが、現住所は日高郡新ひだか町静内御幸町1丁目2番9号、氏名は平野井 裕氏、生年月日は昭和38年7月2日、年齢は54歳、職業は会社役員でございます。

平野井氏におかれましては、今回、任命されますと2期目となり、新たな任期は平成30年5月13日から平成34年5月12日までの4年間となります。

次のページに平野井氏の略歴を添付してございますので、ご覧いただきたいというふうに存じます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、議案第2号 新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第19、議案第3号 新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第3号につきまして、ご説明いたします。

議案第3号は、新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。本件は、現公平委員会委員3名のうち、1名の方が本年5月15日をもって任期が満了いたしますことから、次の方を選任するにあたり、地方公務員法第9条の2、第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任しようとする方につきましては、再任となりますが、現住所は日高郡新ひだか町静神森7番12号、氏名は高橋勝則氏、生年月日は昭和20年6月2日、年齢は72歳、職業は無職でございます。

高橋氏におかれましては、旧静内町から引き続き委員をお願いしておりまして、今回、選任されますと通算で7期目となり、新たな任期は平成30年5月16日から平成34年5月15日までの4年間となります。

次のページに高橋氏の略歴を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから、議案第3号 新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第20、議案第4号 新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

3番、志田君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので退場願います。

[3番 志田 力君退場]

○議長(福島尚人君) 提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第4号につきまして、ご説明いたします。

議案第4号は、新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、識見を有する者から1名、議会議員から1名を選任することとなっております。識見を有する者の任期は本年5月15日、議会議員のうちから選任される者は議員の任期をもって任期が満了することから、2名の方を選任するため議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任しようとする方でございますが、識見を有する者からの選任は、再任となりますが、現住所は日高郡新ひだか町静内御園288番地の1、氏名は山岸文秋氏、生年月日は昭和20年10月10日、年齢は72歳、職業は無職でございます。

山岸氏におかれましては、今回、選任されますと3期目となりまして、新たな任期は平成30年5月16日から平成34年5月15日までの4年間となります。

次に、議会議員のうちから選任される者でございますが、現住所は日高郡新ひだか町三石旭町18番地、氏名は志田力氏、生年月日は昭和28年3月3日、年齢は65歳、会社役員でございます。

今回、選任されますと、志田氏の任期につきましては、平成30年5月16日から議員の任期満了日であります平成34年4月22日までとなります。

次のページに両氏の略歴を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第4号 新ひだか町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、同意することに決定いたしました。

[3番 志田力君入場]

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第21、議案第5号 新ひだか町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第5号につきまして、ご説明いたします。

議案第5号は、新ひだか町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてございまして、本件は、現委員3名の任期が平成30年5月15日をもって満了いたしますことから、このうちの2名の方は引き続き再任候補として、1名の方は退任されますことから、この方の後任として1名の方を新任候補者として選任するにあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

1人目は再任となりますが、現住所は日高郡新ひだか町三石歌笛112番地、氏名は田嶋英夫氏、生年月日は昭和22年5月30日、年齢は70歳、職業は理容院を経営されてございます。

田嶋氏におかれましては、旧三石町から引き続き委員をお願いしておりまして、今回、選任されますと通算で6期目ということになります。

2人目の方も再任となりますが、現住所は日高郡新ひだか町静内青柳町4丁目4番3号、氏名は山口俊秀氏、生年月日は昭和30年3月29日、年齢は63歳、職業は税理士でございまして。

山口氏におかれましては、旧静内町引き続き委員をお願いしておりまして、今回、選任されますと通算で6期目ということになります。

3人目は新任となりますが、現住所は日高郡新ひだか町静内清水丘91番地の12、氏名は冬澤実和氏、生年月日は昭和40年12月26日、年齢は52歳、職業は会社役員でございまして。

いずれの委員も今回選任されますと、任期は平成30年5月16日から平成33年5月15日までの3年間となります。

次のページに参考といたしまして3氏の略歴を添付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第5号 新ひだか町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、同意することに決定いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第22、議案第6号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

【総務課長 藤沢克彦君登壇】

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号は、平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)でございます。

平成30年度新ひだか町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億6,428万6,000円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は地方債の補正でございます。地方債の追加は「第2表 地方債補正(追加)」のとおりでございます。

今回の補正予算の概要でございますが、本年3月9日の低気圧による大雨災害にかかります災害復旧経費につきまして、被害状況や復旧経費の積算がほぼ固まりましたことから、予算計上しようとするものでございます。

それでは歳出の事項別明細書によりご説明をいたしますので、一般7ページをお開きください。

3 歳出でございます。11 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目河川災害復旧費に2,750万円を追加し4,958万2,000円にしようとするものでございます。事業目1、河川災害復旧事業でございますが、修繕料でございます。神森川ほか全32河川、46カ所の災害復旧に係る経費を追加計上してございます。財源につきましては、単独災害復旧事業債を同額充当してございます。

2 目道路災害復旧費は、1,990万円を追加し4,192万円にしようとするものでございます。

事業目1、道路災害復旧事業でございますが修繕料でございます。神森・田原線ほか、全23路線46カ所の災害復旧に係る経費を追加計上しております。

財源につきましては、こちらも単独災害復旧事業債を同額充当しております。

2 項農林水産業施設災害復旧費、1 目林業施設災害復旧費は540万円を追加し1,240万円にしようとするものでございます。

事業目1、林道災害復旧事業でございますが修繕料でございます。豊畑・浦和線ほか全8路線、15カ所の災害復旧に係る経費を追加計上しております。

財源につきましては、単独災害復旧事業債を350万円充当してございます。

一般8ページにまいります。2 目農業施設災害復旧費では、780万円を追加し1,080万円にしようとするものでございます。

事業目1、農業施設災害復旧事業でございますが、修繕料及び機械借上料でございます。農道1路線1カ所、農業用排水路14カ所、用排水路5カ所の災害復旧に係る経費を追加計上しております。

財源につきましては単独災害復旧事業債を500万円充当してございます。

3 項その他公共施設災害復旧費、1 目社会福祉施設災害復旧費は、460万円を追加してございます。

事業目1、社会福祉施設災害復旧事業でございますが、修繕料でございます。農屋第一共同井戸の災害復旧に係る経費を追加計上しております。

財源につきましては、単独災害復旧事業債を同額の充当しております。

2 目公園災害復旧費では、40万円を追加してございます。

事業目1、公園災害復旧事業でございますが、修繕料でございます。花園公園の災害復旧に



係る経費を追加計上しております。

財源につきましては、こちらも単独災害復旧事業債を同額が充当しております。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入の説明をいたしますので、一般6ページにお戻りください。

2 歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時におきまして、事業の充当財源としてご説明をしておきましたので、説明は省略をさせていただきます。なお、不足財源につきましては、18款繰入金、1項、1目、1節基金繰入金で財政調整基金を470万円繰り入れて、収支調整を図っております。これらの財源につきましては、金額が確定次第、精査をさせていただきますので、ご理解願います。

以上で、歳入の説明を終わります。

一般3ページにお戻りください。「第2表 地方債補正(追加)」でございます。起債の目的及び限度額でございますが、土木施設単独災害復旧債4,740万円、農林水産業施設単独災害復旧債850万円、その他公共施設単独災害復旧債500万円、起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率及び償還の方法は文言記載のとおりでございます。これにより地方債の限度額を10億1,880万円にしようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、城地君。

○16番(城地民義君) 歳出の関係で、単独債の今回、災害復旧事業が河川、あるいは道路、林道、その他農地の関係でざっと計算しますと6,300万程度の単独債が計上されていますけれども、この中で単独債を受けるということは一般の持ち出しがないわけですから、まあ、いいとするんですが、聞きたいのはですね、これだけの大きな事業の中で、国の災害復旧事業に該当する補助採択等にかかわる分についての検討がなされた結果、こういうふうになったのだと思いますけれども、補助制度、いわゆる災害復旧事業であれば、高率の補助制度になるわけですが、こういったものの吟味というか、検討は最終的に国、道あたりに、それらしき規模のものがあったのかどうか、最終的になくてこうなったのかという検討の経過ですね、もしそれがわかれば、道路、河川、林道、農地の関連について、ご説明お願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 先ず初めに地方債の関係なんですけれども、全部が100パーセントではなくてですね、農業施設については充当率が65パーセントでございますので、一部、一般財源が生じております。この部分を財政調整基金の繰り入れで対応しようとしております。

それから、補助採択の問題でございますけれども、1件当たりの金額が土木施設であれば60万円を超えないと補助災害の採択になりませんし、農林水産施設も確か45万円だったと思うんですけど、これを超えないと、1件あたり、補助採択になりませんので、今回やる部分については、いずれも補助採択の金額の以下という場所でございますので、基本的に補助災害の採択を受ける箇所はなかったということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 他に質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

議案第6号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第6号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10分ほど休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

---

再開 午後 1時57分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第23、議案第7号 新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島税務課長。

〔税務課長 中島健治君登壇〕

○税務課長(中島健治君) ただいま上程されました、議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号は、新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

次のページをお開きください。新ひだか町税条例等の一部を改正する条例でございます。改正する条例の詳細につきましては、議案第7号参考資料によりご説明いたしますので、恐れ入りますが、24ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、平成30年3月31日に公布された、地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、関連する条文の改正等を行うものです。主な改正点について項目ごとにご説明させていただきます。

まず、改正の概要の1点目は、個人町民税関係でございます。基礎控除額及び非課税措置等の見直しとなっております。改正条文につきましては、条例第24条関連でございます。

改正内容につきましては、ここに記載のとおり、平成33年度分の個人町民税から、合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除額を見直し、段階的に通減・適用しないこととするとともに、障がい者、未成年者、寡婦に対する非課税措置を見直し、所得要件を現行の125万円から135万円に引き上げ、次のページにかけて記載しておりますが、均等割及び所得割に係る扶養者数等に応じた非課税基準の見直しにつきましては各々10万円を算定式に加え、非課税基準額を引き上げる見直しとなっております。自営業や請負業等さまざまな形で働く人を税制面でも後押しする観点から、給与所得、公的年金等控除を10万円引き下げられたものを基礎控除等に振りかえる改正が、地方税法により行われたことを受け、個人町民税に係る非課税措置の基準額等を10万円引き上げる改正を行うものです。

次に改正の概要の2. 固定資産税(土地)関係でございます。

1点目は、土地に係る負担調整措置等の継続についてでございます。改正条文は条例附則第12条関連でございます。改正内容につきましては、ここに記載しておりますが、評価替えにより評価額が上昇した場合は、緩やかに税負担を上昇させる一方、評価が減少した場合には税負担を引き下げ、また、据え置きする税の負担調整措置や居住用家屋の用に供する土地、いわゆる住宅用地についても価格の6分の1や3分の1とする軽減措置を講じてきておりますが、このような措置を今後も3年間継続する内容の改正を行うものでございます。

2点目は、地価下落地域における土地の評価額修正の継続についてでございます。改正条文につきましては、条例附則第11条の2関連でございます。

改正内容につきましては、ここに記載のあるとおり、土地の評価額については3年に1度の評価替毎に見直され、原則3年間、価格が据え置かれますが、近年の地価下落状況をかんがみ、評価替えの年度である平成30年度以降の平成31年度または平成32年度における土地の価格についても、従前どおり地価下落を評価額に反映できる措置を継続する内容の改正を行うものでございます。

次に改正概要の3. 町たばこ税関係でございます。

1点目はたばこ税率の引き上げでございます。改正条文は条例第95条関連でございます。

改正内容につきましては、次ページの表にも記載しておりますが、国と地方のたばこ税の配分比率を均等に維持した上で、町のたばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げ、最終的には、1,000本当たり6,552円、1本当たり換算すると6.552円の税率とするものでございます。

第2点目は、加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。改正条文は条例第94条関連でございます。

改正内容につきましては、現行の加熱式たばこの税額は重量を基に算定しており、本数により算定している紙巻たばこに比べ税額が低くなっていること。また、製品間でも重量の違いにより税額に相違があることから、紙巻きたばこの税額に近づけ、製品間による税額の差を解消するため、課税方式を重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて、現在の課税方式から段階的に移行するものでございます。なお、本改正により5年後の加熱式たばこの税額の占める割合は紙巻きたばこの7割から9割程度まで引き上げられる見込みとなっております。

最後に、施行期日でございますが、この条例は公布の日から試行し、平成30年4月1日から適用となりますが、先ほど説明いたしました、たばこ税率の引き上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直しの規定については、平成30年10月1日から、個人町民税に係る基礎控除額及び非課税措置の見直し等の規定については、平成33年1月1日から施行となります。

以上で議案第7号 新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

議案第7号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第7号 新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定についてを、採決いたし

ます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第24、議案第8号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島税務課長。

【税務課長 中島健治君登壇】

○税務課長(中島健治君) ただいま上程されました議案第8号についてご説明いたします。

議案8号は新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものです。

次のページをお開きください。新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の詳細につきましては、議案第8号参考資料によりご説明いたしますので、恐れ入りますが4ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、平成30年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、関連する条文の改正等を行うものでございます。

なお、改正内容につきましては、先に説明いたしました新ひだか町税条例等の一部を改正する条例に係る固定資産税改正部分と同様の内容となっており、改正の概要の1つ目に記載しております。土地に係る負担調整措置や住宅用地特例措置の仕組みの継続及び改正の概要の2つ目に記載しております。地方税法の改正による課税標準の特例条項廃止等に伴い、条項の移動が生じたことから、対象となる条項の整理を行うものでございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

最後に、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行となり、平成30年4月1日から適用することとなりますが、課税標準の特例に係る条項の整理については平成31年4月1日から施行となります。

以上で議案第8号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてのご説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。

議案第8号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第8号 新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第25、議案第9号 新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大久保生活環境課長。

[生活環境課長 大久保信男君登壇]

○生活環境課長(大久保信男君) ただいま上程されました、議案第9号についてご説明申し上げます。議案第9号は、新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

それでは新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号参考資料によりましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが3ページをお開き願います。

新ひだか町国民健康保険税条例改正説明要旨でございます。今回の条例改正につきましては、平成30年4月1日に施行された、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令に基づき、新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、記載のあるとおりでございます。1つ目は条例第2条関係で、平成30年4月1日より、国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり市町村が保険税を賦課・収納し、都道府県に納付金を納める仕組みに見直されたことに伴い、国民健康保険税の課税額の定義を改めるものでございまして、国民健康保険税の①基礎分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の課税額の定義が表にありますとおり、改正前から改正後へ改められるものでございます。

4ページをお開き願います。2つ目は条例第2条、第23条関係で、基礎課税額、医療分に係る課税限度額を54万円から58万円に改めるものでございます。

3つ目は第5条の2関係で、法施行に伴う所要の改正でございます。

4つ目は条例第23条関係の改正で、国民健康保険被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の改正で、(1)5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5,000円に改めること。(2)2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に改めるものでございます。

5つ目は条例第24条2関係の改正でございまして、特例対象被保険者等に係る申告の見直しで、マイナンバーによる情報連携により把握できる場合は、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となるものでございます。

恐れ入ります、2ページへお戻り願います。

附則でございます。第1項は施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行しようとするものでございまして、第2項は適用区分で、改正後の新ひだか町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康

保険税については、なお従前の例によるものがございます。

以上、改正条文の読み上げについては省略させていただきます、議案第9号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 基礎課税額の54万から58万というのが、今まで54万まで払えばよかった、そこで打ち止めだった部分が55万、56万、57万、58万って払うってことになるということだと思んですけど、うちの町でどれぐらいの所得の人たちがこの4万円で何世帯くらい対象になるのかということと、5割軽減と2割軽減のところ、ここもどのぐらいの世帯が、どのぐらいの人が対象になって、今までよりどのぐらい増えるのかとか、そのへんを教えてください。

○議長(福島尚人君) 大久保生活環境課長。

○生活環境課長(大久保信男君) ただいまのご質問でございますが、平成30年度はまだ賦課されておきませんので、平成29年度賦課での比較ということになりますが、課税限度額改正前は、超過世帯が186世帯でありましたが、改正後は166世帯となりまして、この改正により20世帯が超過世帯ではなくなるものです。

保険税の調定額につきましては、約706万2,000円の増というふうになる見込みでございます。それと、軽減の判定基準の改正でございますが、調査結果につきましてはですね、平成29年度賦課で、軽減しながら2割軽減世帯となる世帯が14世帯、2割軽減から5割軽減対象となる世帯が15世帯でございます、この改正によりまして29世帯が保険税軽減対象となる。または軽減額割合の増となるというものでございます。調定額につきましては、173万7,000円の減額となりますが、保険基盤安定制度による公費で賄われることになっているものでございます。

○議長(福島尚人君) 他に質疑ありませんか。

斉藤生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(斉藤智恵美君) すいません、ただいまの答弁の補足になりますけれども、先ほどのご質問で限度額が超過となる場合の所得額はいくらになるかという質問ですけれども、先ず、58万円になることで、資産税がない前提の所得になりますけれども、800万円を超える世帯が今回の基礎課税分の限度額を超える世帯にかかってくるものになります。改正前の54万円だった場合につきましては、700万円を超える世帯が限度額を超える世帯となっております。以上です。

○議長(福島尚人君) 他に質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。

議案第9号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第9号 新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第 26、議案第 10 号 新ひだか町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中建設課長。

[建設課長 田中伸幸君登壇]

○建設課長(田中伸幸君) ただいま上程されました議案第 10 号についてご説明いたします。

議案第 10 号は新ひだか町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてでございます、新ひだか町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1 枚おめくりいただき、1 ページをお開きください。新ひだか町都市計画公園条例の一部を改正する条例でございます。さらに 1 ページおめくりいただき、2 ページをお開きください。議案第 10 号参考資料でございます、新ひだか町都市公園条例の一部改正説明要旨でございます。

改正の趣旨ですが、これまで都市公園に設ける運動施設の敷地面積は、都市公園法施行令により、都市公園の全体の敷地面積の 100 分の 50 を越えてはならないとされておりましたが、平成 29 年 6 月 14 日に公布された都市緑地法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係政令の整備等に関する都市公園法施行令の一部改正により、当該敷地面積に占める割合の上限は 100 分の 50 を参酌し、地域の実情に応じた条例で定めることとなりました。

このため、町では、運動施設の敷地面積の割合が 100 分の 50 を越えてはならないとする従前の基準が、都市公園としての機能を阻害することがないと認められることや、現在の町内の都市公園における施設の状況及び今後の整備計画を考慮して、都市公園条例の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、都市公園に設ける運動施設の敷地面積が、全体の敷地面積に占める割合について、その上限を 100 分の 50 と定めるものです。施行期日は公布の日からといたします。

以上、議案第 10 号 新ひだか町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結いたします。

議案第 10 号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第 10 号 新ひだか町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会広報特別委員会の設置

○議長(福島尚人君) 日程第 27、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、事件名を議会広報の発行に関する件とし、8人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置して、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、事件名を議会広報の発行に関する件とし、8人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置して、これに付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項により、2番、川端君、5番、北道君、8番、本間君、9番、阿部君、10番、谷君、12番、畑端君、13番、建部君、16番、城地君。

以上、8人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8人の方を議会広報特別委員に選任することに決定いたしました。休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。再開は放送でご連絡いたします。

休憩 午後 2時23分

---

再開 午後 3時44分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中の議会広報特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に12番、畑端君、副委員長に13番、建部君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

---

#### ◎閉会中の継続審査及び事務調査

○議長(福島尚人君) 日程第 28、委員会の閉会中の継続調査及び事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、各員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続事務審査及び継続事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件については、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び閉会中の継続事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査をすることに決定いたしました。

---



◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。  
報告事項のみについて質疑を願います。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。  
会議を閉じます。  
以上で、第2回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

(午後 3時46分)

未定稿